

那珂川町介護予防・日常生活支援 総合事業 事業者説明会

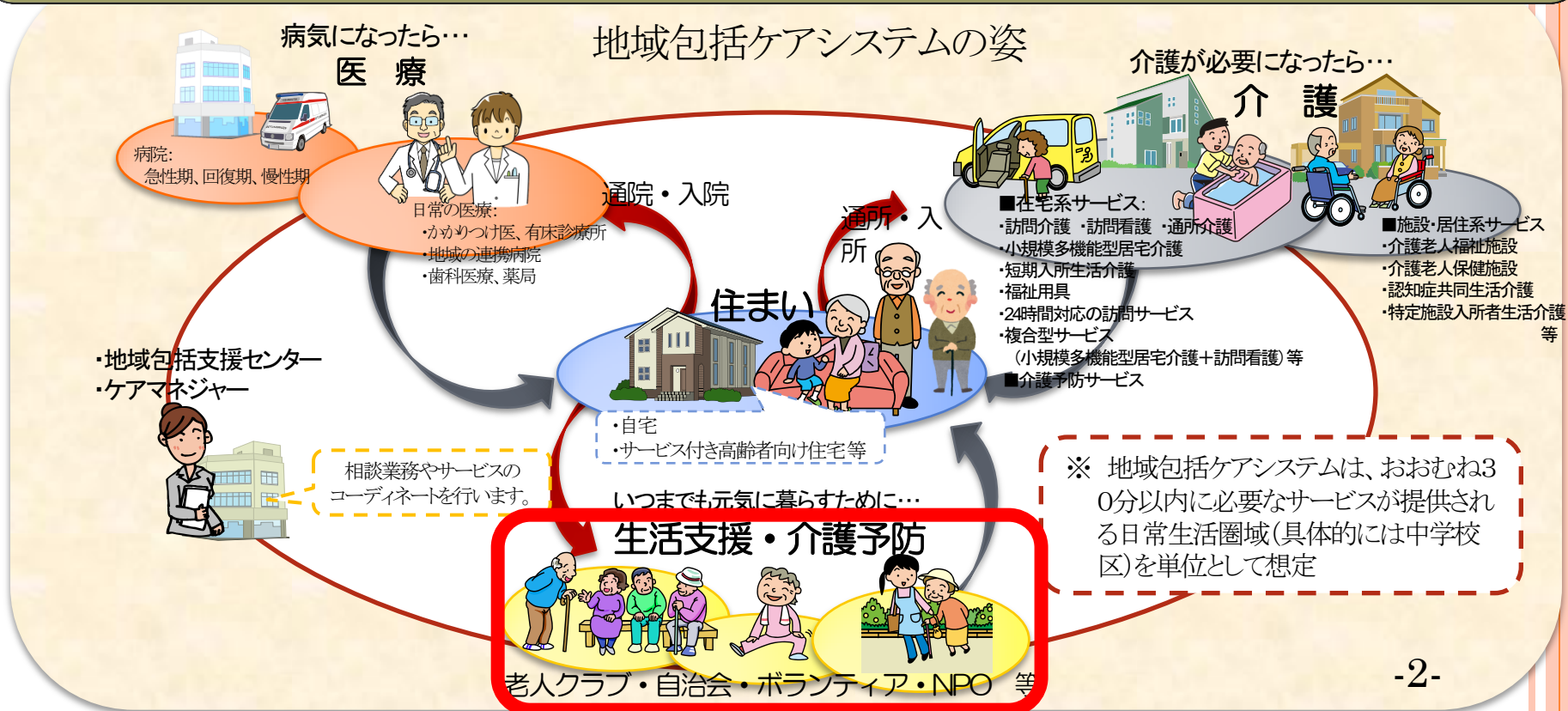


平成29年1月

高齢者支援課

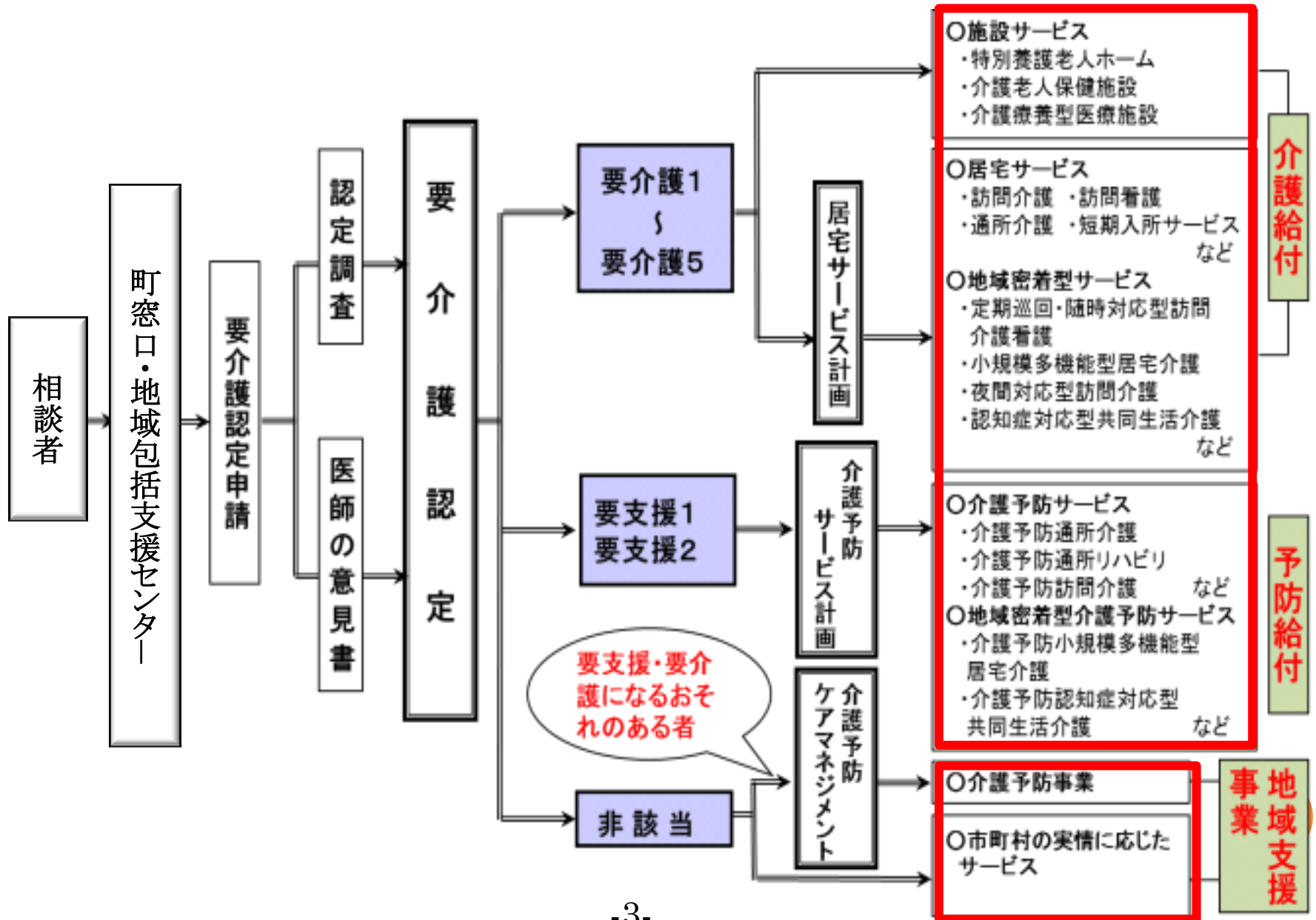
地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



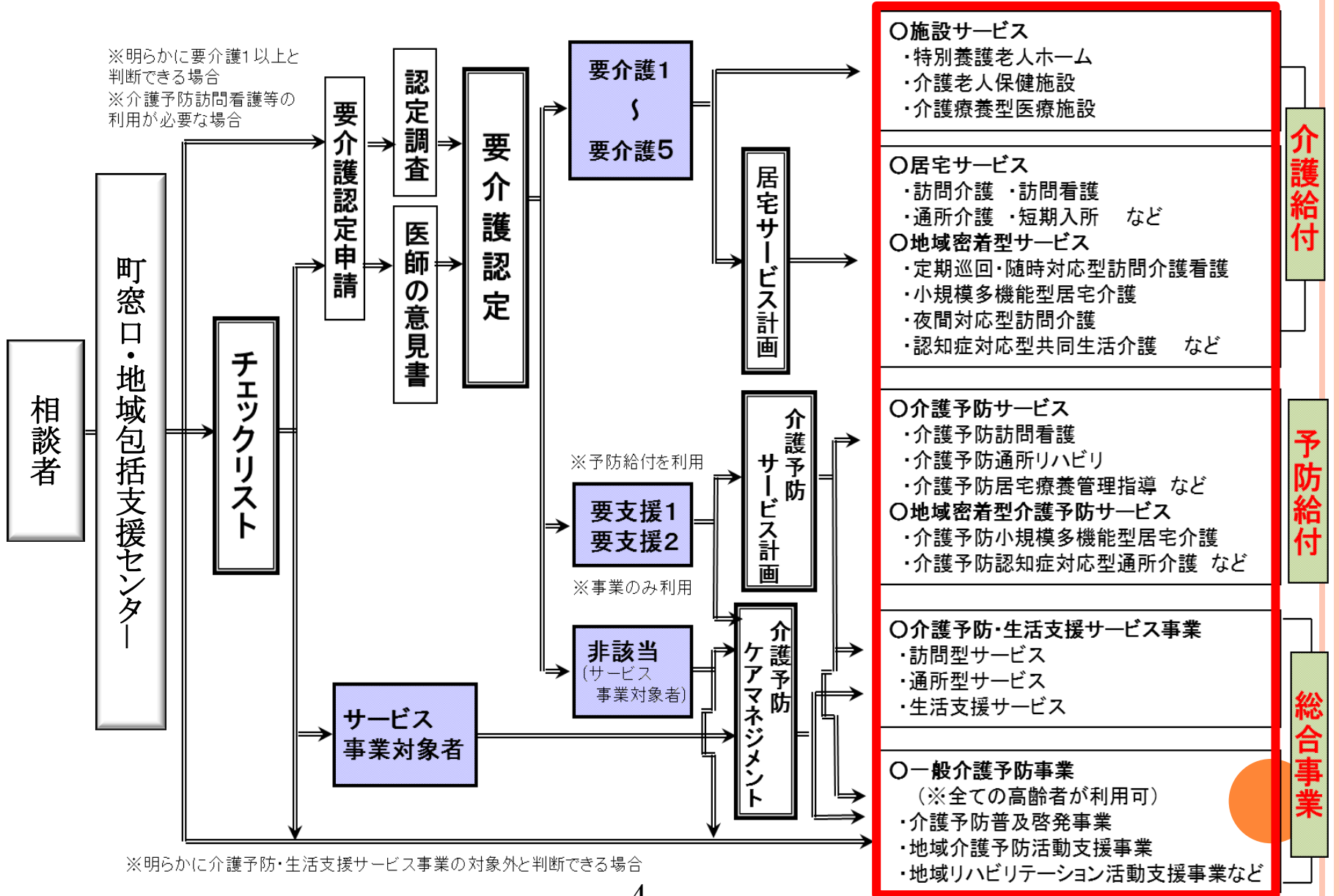
現行の介護サービスの利用の手続き

平成27. 6. 5 厚生労働省「総合事業ガイドライン」より



総合事業実施後の利用の手続き

平成27. 6. 5 厚生労働省「総合事業ガイドライン」より



介護予防・日常生活支援総合事業とは

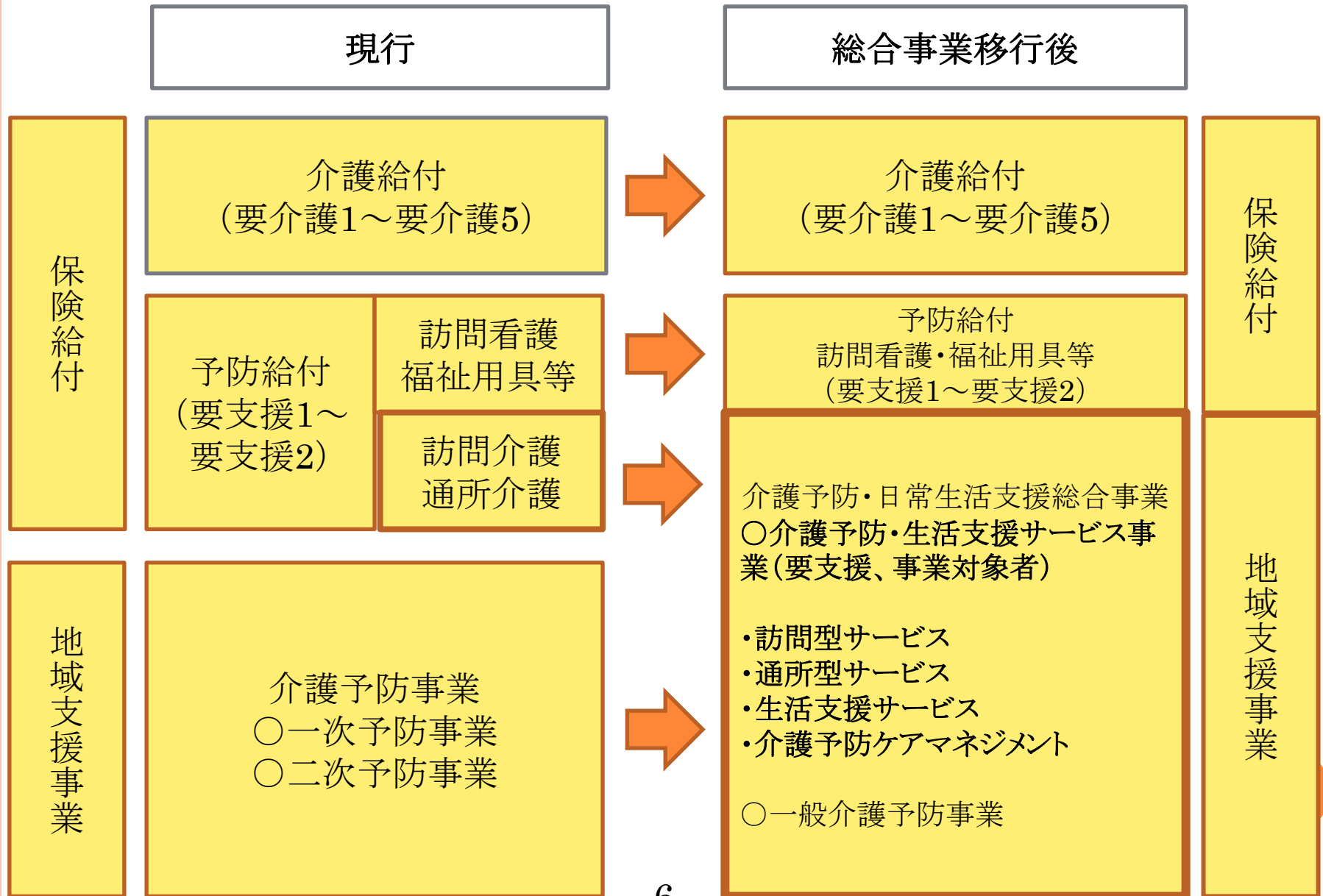
概要

- 介護予防給付のうち、「訪問介護」と「通所介護」を総合事業に移行。
- 訪問看護、福祉用具等のサービスは、引き続き介護予防給付として継続。
- 介護予防ケアマネジメントにより総合事業のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる
- 総合事業のサービスのみを利用する場合は、基本チェックリストで事業対象者と判断されれば、迅速なサービスの利用が可能

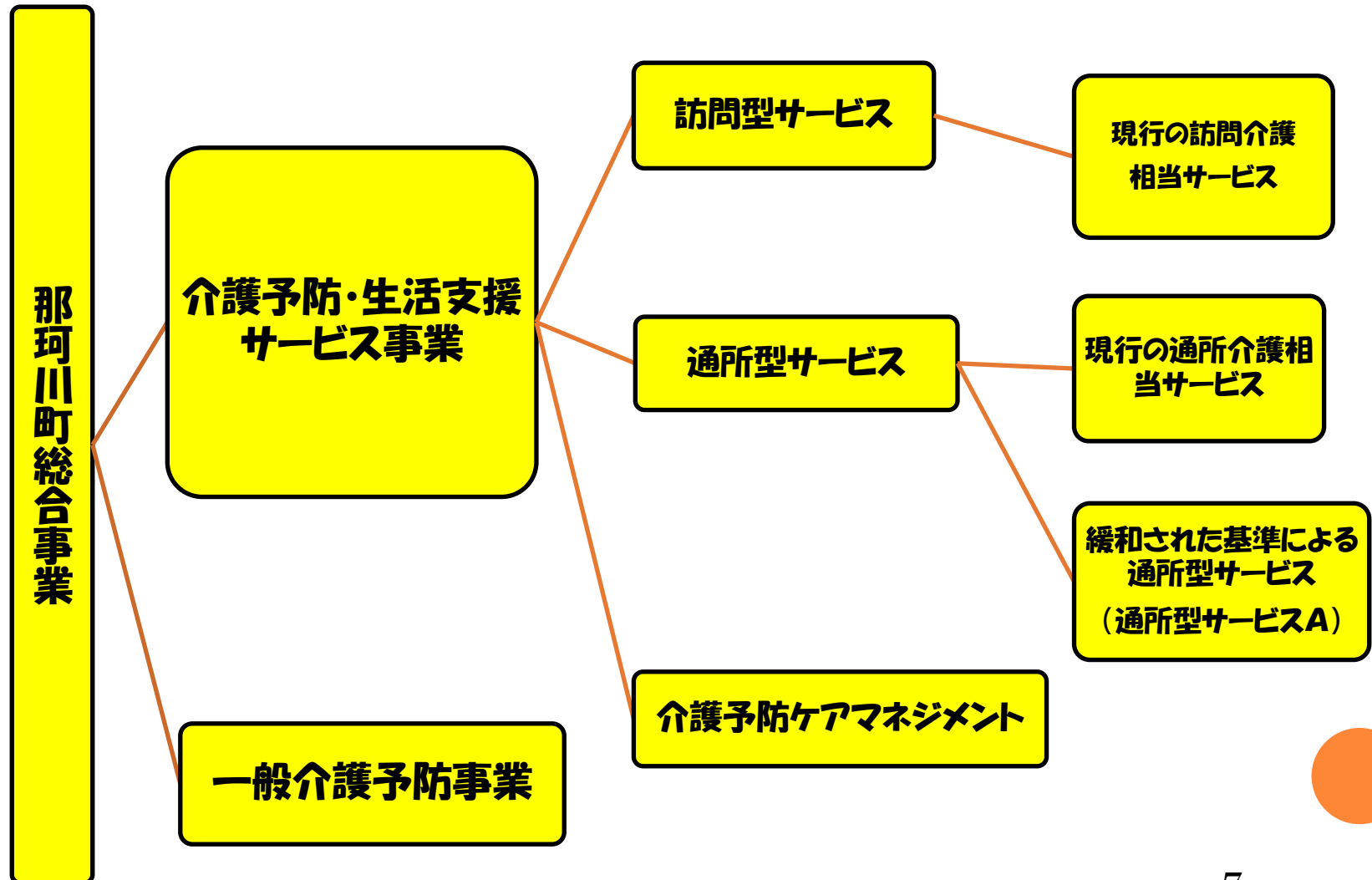
対象者

- 要支援者(要支援1・要支援2)
- 事業対象者

現行と移行後の比較



事業構成



総合事業移行について

移行の時期

- 平成29年4月1日よりすべての介護予防訪問介護、介護予防通所介護は訪問型サービス、通所型サービスに移行

事業内容

- 訪問型サービス(現行相当サービス) ※従来の介護予防訪問介護と同様
- 通所型サービス(現行相当サービス) ※従来の介護予防通所介護と同様
- 介護予防ケアマネジメント

新たに創設するサービス

- 通所型サービスA(緩和された基準によるサービス)



訪問型サービス(現行相当サービス)

種別	従来の介護予防訪問介護相当のサービス
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助
対象者	事業対象者、要支援1,2
実施方法	事業所指定
人員基準	従来の介護予防訪問介護と同様
設備基準	従来の介護予防訪問介護と同様
運営基準	従来の介護予防訪問介護と同様
単価	従来の介護予防訪問介護と同様 ※ただし、サービスコードは総合事業用となるので注意

通所型サービス(現行相当サービス)

種別	従来の介護予防通所介護相当のサービス
サービス内容	従来の介護予防通所介護と同様のサービス
対象者	事業対象者、要支援1,2
実施方法	事業所指定
人員基準	従来の介護予防通所介護と同様
設備基準	従来の介護予防通所介護と同様
運営基準	従来の介護予防通所介護と同様
単価	従来の介護予防通所介護と同様 ※ただし、サービスコードは総合事業用となるので注意

訪問型サービス・通所型サービスの現行相当サービスについて

○ 事業所指定基準・報酬・単価について

- ・旧介護予防訪問介護(通所介護)と同様の内容を総合事業のサービスとして規定
 - ・請求方法についても国保連合会を経由する方法で従来と同様
- ※請求方法は変わらないが請求コードは総合事業開始に伴い変わります

○ 事業所指定について

- ・事業所指定は「みなし指定」制度を活用する。
 - ※みなし指定制度とは・・・平成27年3月31日時点で有効な指定を持つ指定介護予防事業所に対し、全国の市町村が総合事業において指定したとみなす制度
- ・平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所は総合事業のサービス事業所として新規指定を受ける必要がある。



訪問型サービス指定について

サービス名	事業者区分	指定手続	指定申請期限
訪問型サービス (現行相当)	平成27年3月31日以前 に介護予防訪問介護の 指定を受けた事業所 (みなし指定事業所)	みなし指定のため 指定手続不要	事業開始日の2カ 月前の月の末日ま でに申請書に必要 書類を添えて提出。
	平成27年4月1日以降に 介護予防訪問介護の指 定を受けた事業所 (みなし指定とならない 事業所)	必ず町の指定を受 ける必要あり	

訪問型サービス指定申請 提出書類

- ①那珂川町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者(指定・指定更新)申請書
- ②介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者[訪問型サービス]の指定に係る記載事項(付表1)
- ③申請者の定款、寄附行為等の写し
- ④法人登記簿謄本
- ⑤従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ⑥組織体制図
- ⑦資格証の写し
- ⑧従業員の雇用契約書及び賃金台帳の写し
- ⑨管理者経歴書
- ⑩サービス提供責任者経歴書
- ⑪事業所の平面図、事業所の写真(外観及び内部の様子がわかるもの)
- ⑫運営規定
- ⑬利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑭決算書
- ⑮損害賠償保険証の写し
- ⑯誓約書
- ⑰賃貸借契約書(※事業所が賃貸の場合のみ)
- ⑱介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ⑲事業所のパンフレット等(あれば一部添付)
- ⑳老人福祉法における老人居宅生活支援事業等の届出書(※県に提出したものの写し)



通所型サービス指定について

サービス名	事業者区分	指定手続	指定申請期限
通所型サービス (現行相当)	平成27年3月31日以前に介護予防通所介護の指定を受けた事業所(みなし指定事業所)	みなし指定のため 指定手続不要	事業開始日の2カ月前の月の末日までに申請書に必要書類を添えて提出。
	平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業所(みなし指定とならない事業所)	必ず町の指定を受ける必要あり	
通所型サービスA (緩和された基準)	通所型サービスAを行う全事業所	必ず町の指定を受ける必要があり	

通所型サービス指定申請 提出書類

- ①那珂川町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者(指定・指定更新)申請書
- ②介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者[通所型サービス・通所型サービスA]の指定に係る記載事項(付表1)
- ③申請者の定款、寄附行為等の写し
- ④法人登記簿謄本
- ⑤従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ⑥組織体制図
- ⑦資格証の写し
- ⑧従業者の雇用契約書及び賃金台帳の写し
- ⑨管理者経歴書
- ⑩事業所の平面図、事業所の写真(外観及び内部の様子がわかるもの)
- ⑪送迎車両の写真及び車検証、任意保険証の写し
- ⑫運営規定
- ⑬利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑭決算書
- ⑮損害賠償保険証の写し
- ⑯誓約書
- ⑰貸借契約書(※事業所が賃貸の場合のみ)
- ⑱建築検査済証の写し、消防署の立入検査(査察)結果の写し
- ⑲介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ⑳事業所のパンフレット等(あれば一部添付)
- ㉑老人福祉法における老人居宅生活支援事業等の届出書(※県に提出したものの写し)



通所型サービスA 緩和された基準サービスについて

- ◇人員基準が緩和されたもの
- ◇入浴の提供は基本的に行わない
- ◇提供内容には、運動機能や生活機能を向上させる内容を盛り込むこと
- ◇1回のサービス提供時間は2時間以上とする
- ◇基本報酬は通所型サービスの(現行相当サービス)の約8割弱とする。送迎分は基本報酬に含める
- ◇同一建物から利用するものに通所型サービスAを行う場合は減算を行う
- ◇専門職の配置による加算及び減算は行わない
- ◇加算は特別地域加算は行う
- ◇利用者負担割合は介護給付と同様に、1割(一定以上所得がある場合は2割)とする



通所型サービスA(緩和された基準サービス)

基準	通所型サービス(現行相当サービス)	通所型サービスA(緩和された基準)
人員基準	<input type="checkbox"/> 管理者:常勤・専従1以上 ※管理者については、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 <input type="checkbox"/> 生活相談員等:専従1以上 <input type="checkbox"/> 看護職員:専従1以上 <input type="checkbox"/> 介護職員:利用者が~15人は専従1以上 15人~利用者1人につき専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) <input type="checkbox"/> 機能訓練指導員:1以上	<input type="checkbox"/> 管理者:常勤・専従1以上 ※管理者については、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 <input type="checkbox"/> 介護職員:利用者が~15人は専従1以上 15人~利用者1人につき 必要と認められる数
設備基準	<input type="checkbox"/> 食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) <input type="checkbox"/> 静養室・相談室・事務室 <input type="checkbox"/> 消火設備、その他の非常災害に必要な設備 <input type="checkbox"/> 必要なその他の設備・備品	<input type="checkbox"/> サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) <input type="checkbox"/> 消火設備、その他の非常災害に必要な設備 <input type="checkbox"/> 必要なその他の設備・備品
運営基準	<input type="checkbox"/> 運営規定等の説明・同意 <input type="checkbox"/> 提供拒否の禁止 <input type="checkbox"/> 衛生管理 <input type="checkbox"/> 秘密保持等 <input type="checkbox"/> 事故発生時の対応 <input type="checkbox"/> 廃止・休止の届出と便宜の提供等	<input type="checkbox"/> 運営規定等の説明・同意 ※ 提供時間が2時間以上 <input type="checkbox"/> 提供拒否の禁止 <input type="checkbox"/> 衛生管理 <input type="checkbox"/> 秘密保持等 <input type="checkbox"/> 事故発生時の対応 <input type="checkbox"/> 廃止・休止の届出と便宜の提供等
介護報酬	<input type="checkbox"/> 現行相当サービス(月額定額制) ・通所I(週1回程度、事業対象者・要支援1) → 1,647単位/月 ・通所II(週2回程度、事業対象者・要支援2) → 3,377単位/月	<input type="checkbox"/> 緩和された基準 (基本的に回数制、一定回数を超えた場合に月額定額制) ・通所A1(週1回、事業対象者・要支援1) → 1,286単位/月 295単位/回 ・通所A2(週2回、事業対象者・要支援2) → 2,637単位/月 304単位/回

通所型サービスの介護報酬について

○1回あたりの報酬単価、1月あたりの報酬単価のどちらを使用するかの基本적인考え方は、下記のとおりとする。

【要支援1認定者の場合】

- ◆1か月の利用回数が4回以下の場合 利用回数での算定
- ◆ただし、1か月5回以上利用した場合は、月額包括報酬の算定

【要支援2認定者の場合】

- ◆1か月の利用回数が8回以下の場合 利用回数での算定
- ◆ただし、1か月9回以上利用した場合は、月額包括報酬での算定

【事業対象者の場合】

- ◆ケアプランで1週間に1回程度の利用を計画、利用回数が4回以下だった場合
→利用回数での算定
- ◆ただし、ケアプランで1週間に1回程度の利用を計画、1か月5回以上利用した場合
→月額包括報酬での算定
- ◆ケアプランで1週間に2回程度の利用を計画、利用回数が8回以下だった場合
→利用回数での算定
- ◆ただし、ケアプランで1週間に2回程度の利用を計画、1か月9回以上利用した場合
→月額包括報酬での算定

通所型サービスA指定申請 提出書類

- ①那珂川町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者(指定・指定更新)申請書
- ②介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者[通所型サービス・通所型サービスA]の指定に係る記載事項(付表1)
- ③申請者の定款、寄附行為等の写し
- ④法人登記簿謄本
- ⑤従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ⑥組織体制図
- ⑦資格証の写し
- ⑧従業者の雇用契約書及び賃金台帳の写し
- ⑨管理者経歴書
- ⑩事業所の平面図、事業所の写真(外観及び内部の様子がわかるもの)
- ⑪送迎車両の写真及び車検証、任意保険証の写し
- ⑫運営規定
- ⑬利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑭決算書
- ⑮損害賠償保険証の写し
- ⑯誓約書
- ⑰貸借契約書(※事業所が賃貸の場合のみ)
- ⑱建築検査済証の写し、消防署の立入検査(査察)結果の写し
- ⑲介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ⑳事業所のパンフレット等(あれば一部添付)
- ㉑老人福祉法における老人居宅生活支援事業等の届出書(※県に提出したものの写し)



事業所指定における留意点

- 平成27年3月31日までに指定を受けた介護予防事業所はみなし指定に該当するため指定申請は不要
- 平成27年4月1日以降に指定を受けた介護予防事業所については、みなし指定の対象とはならない。よって該当事業所は総合事業のサービス事業所として新規指定を受ける必要がある
- 通所型サービスA(緩和された基準によるサービス)を提供する場合は必ず新規指定が必要である。
- みなし指定の有効期間は平成30年3月31日までであり、それ以降継続して総合事業を実施する場合は、平成30年4月1日に一斉に指定更新を行う

事業対象者に係る留意点

- 基本チェックリストにより「事業対象者」と判断された場合、要支援認定申請を経ずに総合事業を利用できる
- 事業対象者が利用できるサービスは総合事業と一般介護予防事業のみである
- ※予防給付サービス(訪問看護・福祉用具等)を利用する場合は要支援認定が必要
- 事業対象者においても、要支援者と同様に被保険者証にその旨印字される
- 既に要支援の認定をもっており更新する者においては、サービスの利用状況が総合事業のサービスのみと見込まれる場合は更新申請をせずに「事業対象者」として総合事業を利用してもらおう場合もあり



認定更新申請に伴うチェックリストの実施について

～更新申請開始時期～

更新申請の手続き(基本チェックリストを活用した判定)は、平成**29**年4月1日から開始。

	4月1日更新者 ※3月31日有効 期間終了	5月1日更新者 ※4月30日有 効期間終了	6月1日更新者 ※5月31日有 効期間終了	7月1日更新者 ※6月30日有効 期間終了
更新の 手続き時期	29年2月1日～ 3月31日	29年3月1日～ 4月30日	29年4月1日～ 5月31日	29年5月1日～ 6月30日
要支援 認定申請	要支援認定を 更新する全ての方 が認定の手続きを 行う	要支援認定を 更新する全ての 方が認定の手続 きを行う	★町、地域包括支援センター において、基本チェックリストを 活用した事業対象者の振り分け 開始 ★従来どおり認定申請を行う場合 もあり	

総合事業における請求について①

○ 請求は従来と同じく国保連経由での請求

・訪問型サービス(現行相当)、通所型サービス(現行相当)および通所型サービスAのいずれも国保連経由での請求

・請求コードは総合事業専用のもを使用

※①コード詳細については後日ホームページに掲載

②指定の種類によって請求コードが異なる



総合事業における請求について②

指定の種類によって請求コードが異なる
↓ 詳細は下記のとおり ↓

サービス種類	サービスコード
平成27年4月以前から継続して介護予防訪問介護の指定を受けている事業所(みなし指定を受けている事業所)	A1
平成27年4月以降に介護予防訪問介護の指定を受けている事業所(新規に指定を受ける事業所)	A2
平成27年4月以前から継続して介護予防通所介護の指定を受けている事業所(みなし指定を受けている事業所)	A5
平成27年4月以降に介護予防通所介護の指定を受けている事業所(新規に指定を受ける事業所)	A6
通所型サービスAの指定を受けている事業所(新規に指定を受ける事業所)	A7
介護予防ケアマネジメント	AF

支給限度額等の基準

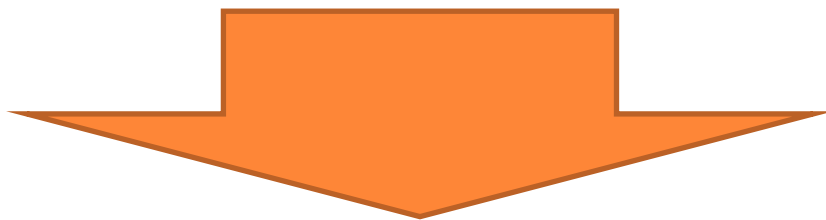
利用区分	サービス利用パターン	ケアマネジメント費	支給限度額
事業対象者	訪問型・通所型 サービスののみ	介護予防ケア マネジメント費	5,003単位
要支援1	介護予防給付のみ	介護予防支援費	5,003単位
	介護予防給付＋ 訪問型・通所型サービス		
	訪問型・通所型 サービスののみ	介護予防ケア マネジメント費	
要支援2	介護予防給付のみ	介護予防支援費	10,473単位
	介護予防給付＋ 訪問型・通所型サービス		
	訪問型・通所型 サービスののみ	介護予防ケア マネジメント費	



利用者との契約事務について

総合事業によるサービスを提供する場合は、利用者との契約が必要

- 現在利用者と契約しているものは介護予防訪問(通所)介護の提供に関する契約であり、総合事業には適用されない。よって総合事業によるサービス提供を行う際は「総合事業における訪問型(通所型)サービスの提供」に関する契約が必要となる。



- 総合事業に係る契約事務を円滑に行うための方法として、契約書の中に総合事業移行後に効力が発生する読み替え規定を盛り込む方法がある。



参考：読み替え規定の例示

介護予防訪問介護→訪問型サービス

- (介護予防・日常生活支援総合事業実施の際の読み替え)
- 第〇条 利用者の保険者である市町村が介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施する場合には、本契約に「介護予防訪問介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法における介護予防訪問介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される訪問型サービス」と読み替えるものとする。

介護予防通所介護→通所型サービス

(介護予防・日常生活支援総合事業実施の際の読み替え)

第〇条 利用者の保険者である市町村が介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施する場合には、本契約に「介護予防通所介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法における介護予防通所介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される通所型サービス」と読み替えるものとする。

※契約書文面との整合が必要であるため、文面案をそのまま使用することができないことがある

※これは文面例案の例示であって、この文面案によって生じた損害等を那珂川町が負担するものではない

注意点

- 読み替え規定を盛り込んだ契約書とする場合においても、**総合事業への移行に係る利用者への説明・同意**を省略させるものではないことに留意してください。



重要事項・運営規定の変更について

- 重要事項説明書の名称

「介護予防訪問(通所)介護」を「介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問(通所)事業」に変更

- サービス名の変更

「介護予防訪問(通所)介護」を「第1号訪問(通所)事業」に変更

- 利用料

「介護予防訪問(通所)介護」を「第1号訪問(通所)事業」に変更



～各事業所に平成29年4月1日までに行ってもらおうこと～

1. 契約書の見直し

- 現在の契約書の文言確認、修正等
- サービス内容、対象者の確認

2. 利用者との契約

- 総合事業の利用に関する契約の締結

3. 指定状況の確認

- みなし指定(平成27年4月以前に指定)か否か

4. 請求コードの確認

- 平成29年4月利用分以降は、新しい総合事業のコードで国保連に請求事務を行う

